

2015年6月1日
オリックス生命保険株式会社

口永良部島（新岳）の噴火により被害を受けられた皆さまへ（鹿児島県）

口永良部島（新岳）の噴火により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧と、皆さまのご健康を心よりお祈り申し上げます。

弊社では、このたびの災害により、災害救助法が適用された地域のご契約者さまに対して、下記のとおり特別措置を実施いたします。

※災害救助法適用地域につきましては、生命保険協会ホームページの「[災害救助法適用地域の特別取扱いについて](http://seiho.or.jp)」(seiho.or.jp)をご参照ください。

【特別措置の内容】

■保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、保険料の払込みについて、猶予期間を最長で6か月間延長いたします。

■保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払い

保険金・給付金、契約者貸付のお手続きの際、お申し出により必要書類の一部を省略する場合もございますのでご相談ください。

詳細につきましては、下記のお客さま相談窓口までお問い合わせください。

オリックス生命保険株式会社

カスタマーサービスセンター

0120-506-094

<受付時間>9:00~18:00

※日祝日、年末年始の休業日を除く

お客さま相談窓口

0120-227-780

<受付時間>9:00~17:00

※土日祝日、年末年始の休業日を除く